伊丹市営住宅の住宅用防災警報器の設置と管理に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は，伊丹市火災予防条例（昭和３７年伊丹市条例第１７号）第２９条の２の規定に基づき市営住宅に設置する住宅用防災警報器の性能，設置箇所等及びその維持管理の方法に関し，同条例第２９条の３に規定するものの他，必要な事項を定め，もって市営住宅における住宅用防災警報器の適正な設置及び維持管理を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　市営住宅　伊丹市営住宅条例（平成９年１２月２４日条例第３８号。以下「条例」という。）第２条第１項第１号に規定する市営住宅をいう。

⑵　警報器　伊丹市火災予防条例第２９条の２第１項第１号に規定する住宅用防災警報器をいう。

（警報器の仕様）

第３条　市営住宅に設置する警報器は，次に掲げるすべての要件に適合する機器とする。

⑴　光電式スポット型煙感知器であり，電源が最大１０年間の電池寿命を有するリチウム電池であるもの。

⑵　火災発生時の警報を音声によるものとし，併せて発報機器の発光により確認できるもの。

⑶　自動試験機能，電池容量監視機能及び自己復旧機能を有し，かつ，日本消防検定協会の検定により，住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成１７年総務省令第１１号）に定める規格に適合していると認めたものであって，付属部品の取扱い及び動作テストが容易なもの。

（警報器の設置等）

第４条　警報器は，就寝の用に供する居室（リビング，ダイニング又

はキッチン（以下「リビング等」という。）を除く。）のすべてに設置するものとする。

2　前項の規定にかかわらず，世帯人数が前項の居室の数を超えることその他やむを得ないと市長が認める事由によりリビング等を恒常的に就寝の用に供する場合は，当該リビング等にも警報器を設置するものとする。

（入居者による警報器の移設）

第５条　入居者は，自己の都合によりリビング等で就寝する場合（前条第２項に規定する場合を除く。）は，市長の承認を得て，自らの責任で当該リビング等への警報器の移設を行うことができる。

（入居者への説明）

第６条　市長は，警報器の適切な維持管理のため，警報器の設置又は入居の許可に際しては，入居者に対し，警報器の取扱説明書を交付の上，次に掲げる事項を説明しなければならない。

⑴　警報器の取扱いに関すること。

⑵　警報器の動作テストを月に１回程度行うこと。

⑶　警報器に異常があるときは，速やかに市営住宅監理員に報告すること。

⑷　入居者の都合による警報器の移設又は付属品の取付けについては，書面により市長に承認申請を行うこと並びに退去時に原状に復すること。

⑸　前号の移設又は取付けに係る費用及び入居者の責めに帰すべき理由により警報器に異常が生じた場合の修繕又は交換に係る費用については，入居者が負担すること。

（修繕・交換等）

第７条　市長は，警報器に異常があるときは，速やかに市の負担により修繕又は交換を行うものとする。ただし，入居者の責めに帰すべき理由により警報器に異常が生じた場合は，修繕又は交換に係る費用は入居者の負担とする。

2　市長は，警報器の電池が切れたとき又は警報器の交換期限が経過

したときは，速やかに市の負担により電池又は警報器の交換を行うものとする。

（借上げに係る市営住宅の特例）

第８条　借上げに係る市営住宅については，第３条，第４条，第６条及び前条の規定にかかわらず，住宅所有者により伊丹市火災予防条例第３章の２に適合するよう住宅用防災警報器の設置等，必要な処置を講じるものとする。

付　則

この要綱は，平成２１年１２月９日から施行する。

付　則

この要綱は，平成２６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は，令和８年７月１７日から施行する。